

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和元年7月5日(金)午後1時25分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	藪	内	義	成	
2番	村	田	正	己	
3番	山	本	喜	八	郎
4番	中	西	義	晴	
5番	吉	川	敏	彦	
6番	上	田	幸	子	
7番	田	中	壽	嗣	
8番	内	田	裕	夫	
9番	小	寺		均	
10番	西	村		裕	
11番	南		和	弘	
12番	松	村	敏	彦	
13番	林			勉	
14番	田	口	洋	輔	
15番	曾	束	竹	司	
16番	南		秀	和	
17番	内	田	孝	司	
18番	小	森	保	豊	
19番	茨	木		清	
20番	林		吉	一	

4. 会議録署名委員
- | | |
|-----|---------|
| 1 番 | 藪 内 義 成 |
| 2 番 | 村 田 正 己 |

5. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	梶 原 哲 郎
農業委員会事務局	田 口 雄 基
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀

6. 議 事

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(3 条許可)
- 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に
対する意見について (4 条許可)
- 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に
対する意見について (5 条届出)
- 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の決
定について (利用権設定)
- 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の決
定について (所有権移転)
- 報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用
届出について (5 条届出)
- 報告第 2 号 農業用施設 (農地法施行規則第 2 9 条第 1 号)
の建築届出について (農業用施設)
- 報告第 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項による賃貸借契約合意
解約通知について (賃貸借合意解約)

7. 会議の経過

(事務局長)

ご案内をしておりました時間よりも若干早いですけれども、みなさんお揃いになりましたので始めさせていただきます。令和元年第7回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員が14名中14名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達していますので、総会は成立いたしております。

開催にあたりまして、田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- 農地法第3条の規定による許可申請について(3条許可) 1件
- 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について(4条許可) 1件
- 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について(5条許可) 1件
- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定) 2件
- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(所有権移転) 1件
- 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について(5条届出) 1件
- 農業用施設(農地法施行規則第29条第1号)の建築届出について(農業用施設) 1件
- 農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について(賃貸借合意解約) 2件

議事に入る前に、本日の議事録の署名委員の指名をいたします。1番の藪内委員、2番の村田委員、どうぞよろしくお願いをいたします。

(会長)

それでは、お手元の資料に基づきまして、順次進めてまいります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

議案第1号受付番号10については、報告第3号の農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について、受付番号3と、それから受付番号4です。ね、と関連をいたしますのでまとめて、事務局より説明、また報告をお願いをいたしたいと思っております。

(事務局)

議事に入ります前に、さる6月25日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

5番 吉川委員

8番 内田裕夫委員

9番 小寺委員

10番 西村職務代理者

17番 内田孝司委員

20番 林吉一委員

事務局2名と都市整備課1名により実施しております。

それでは、議案第1号受付番号10につきまして説明させていただく前に関連する内容といたしまして、報告第3号農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について、受付番号3、受付番号4のほうを先に報告させていただきます。

それでは、報告第3号受付番号3につきましては議案書飛びまして14ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。こちら、網掛けになっていない部分についてのみ合意解約をなされたというような案件でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真1ページをご覧ください。

つぎに受付番号4につきましては、次のページ、議

(事務局)

案書 15 ページをご覧ください。こちらにつきましても、網掛けをしていない部分 1 筆について合意解約がなされたという案件でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真、こちらも飛びまして、9 ページをご覧ください。

今、報告させていただきました受付番号 3 と受付番号 4 につきましては、令和元年 6 月 12 日付けで会長専決し届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

改めまして、議案第 1 号のほうに戻らせていただきます。議案第 1 号受付番号 10 につきましては議案書いちばん最初のページ、1 ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりでございます。本件につきましては、世帯内の生前贈与の案件でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 1 ページ、先ほど合意解約がなされた土地でございます。

また議案書の 2 ページ、農地法第 3 条第 2 項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第 3 条調書もご覧になり審議をお願いします。こちらの 3 条調書につきましては、これまで別綴じになっておりましたが、今回の総会から一緒に綴じておるところでございます。

それでは、会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いをいたします。

(●●●委員)

失礼いたします。議案第 1 号受付番号 10 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われまます。よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号10と報告第3号受付番号3、受付番号4の説明と報告が終わりました。この件について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。それでは特に、ご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号10に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、4条許可を議題といたします。

受付番号2について、事務局より説明願います。

(事務局)

議案第2号受付番号2につきましては議案書3ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。本該当地につきましては、本年2月総会において、同様の内容で一時転用の申請がありまして、審議をいただいたところでございます。こちらの該当地につきましては、7月30日まで、7月末までの一時転用の許可が京都府よりなされている案件でございまして、今回の申請につきましては、7月30日以降、8月1日から、一時転用から恒久転用に切り替えるべく申請をなされたような案件でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。

また議案書次のページ、4ページと5ページ、これまで別に綴じておりました第4条第1項の規定による許可申請書に係る意見書(案)を、こちらにも議案書に付けさせていただいております。こちらのほうもご覧になって審議をお願いいたします。

(事務局)

会長よろしくお願ひいたします。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願ひいたします。

(●●●●委員)

議案第2号受付番号2の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

ただ今、議案第2号受付番号2の説明と現地調査の報告が終わりました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。4条の許可ですけどよろしいですか。それでは特に、ご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号2に許可相当とすることに賛成の委員さんの挙手をお願ひいたします。

全員挙手。よって、許可相当として京都府のほうに進達をいたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、5条許可を議題といたします。

受付番号2について、事務局より説明を願ひます。

(事務局)

議案第3号受付番号2につきましては議案書6ページをご覧下さい。内容につきましては記載のとおりでございます。こちら、備考欄にもございますとおり、●●の運送業者に露天駐車場として貸すというような案件でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写

(事務局)

真 3 ページをご覧ください。

また、こちらにつきましても議案書 7 ページと 8 ページの農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に係る意見書(案)もご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。

(●●委員)

議案第 3 号受付番号 2 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題のないものと思われれます。

(会長)

ただ今、議案第 3 号受付番号 2 の説明と報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問はございませんか。よろしいですか。

(●●委員)

はい。

(会長)

はい、●●委員。

(●●委員)

これ、問題ないということやけど、道路なんかどれぐらいの、運送会社や言うたね、今。どれぐらいのトラックが出入りして、これ道路拡幅はどうなんねんやろ、あと。農業委員会関係ないか言うたら関係ないんか知らんけど。

(会長)

はい、事務局。

(事務局)

道路の後退はなされるというふうに聞いております。

(●●委員)

進入路も含めて言うてほしいな。

(事務局)

進入路につきましては、12.71メートル確保されておるといふうにうかがっております。今申し上げましたように、前面道路につきましては、道路の後退がなされて拡幅がなされるというふうにうかがっております。

大変お待たせいたしました。利用台数につきましては、普通自動車13台、中型トラック10台というふうな予定となっております。前面道路につきましては、7.2メートルに拡幅というふうにうかがっておりますところでございます。周囲につきましては、コンクリートブロックによって、土砂の流出等の被害防除に努めるというふうにうかがっておりますところでございます。

(会長)

それは、会社員さんが乗ってきはって、乗り換えて出て行かはるん。従業員さんが。

(事務局)

こちらの運送業者につきましては、本社が備考欄にありますとおり、●●になっております。で、こちらの従業員の方が、●●のこの当該駐車場に自家用車で通勤されて、ここでトラックに乗り換えて運送業務を行うというふうにうかがっております。

(会長)

●●委員、よろしいですか。

(●●委員)

7.2メートルいうたけど、その中型車いうたら、何トンまでが中型や知らんけど、かなり大きいやつになってくるんやろね。この道路、ずっと拡幅するんやったらどこまで拡幅するねんやろ。●●●●まで行くんかな、それとも、●●の北へ入ってまうんか。流入路。下は●●●やね。

- (事務局) 進入につきましては、●●の集落の東側の道を使って入ってくるというふうにかがっておきまして、あくまで拡幅されるのは、今回転用される農地に付く部分を拡幅するというふうにかがっておるところでございます。
- (会長) ●●委員。
- (●●委員) まあ、農地法上はこれでオーケーやけど、あと都市計画の関係でね、道路をどうするかというのはこれ詰めてくれるのかな、後。
- (事務局) はい、本件につきましては、都市整備課とも協議をされている案件でして、都市整備課の指導の下、このような拡幅をなされたというふうにかがっておるところでございます。
- (●●委員) 指導してんねんやったらそれでええわ。
- (会長) よろしいですか。
- (●●委員) 指導してんねんやったらしゃあないわ。
- (会長) 町のほうで、そのように十分指導してもらわんとね、やっぱり集落通ってくるということになると。
- (●●委員) 大変になってくると思うで。どっから入るか知らんけど。
- (会長) よろしいですか。他の委員さんよろしいですか。よろしいですか。それでは、他にはご意見ご質問もないようでございますので、それでは採決に入ります。議案第3号受付番号2に許可相当とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

(会長)

全員挙手。よって、許可相当として京都府のほうに進達をいたします。

続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

それでは受付番号43について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第4号受付番号43につきましては議案書9ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真4ページをご覧ください。

利用権の設定につきましては、本日2件でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。

(●●●●委員)

議案第4号受付番号43の案件につきまして、現地の報告をさせていただきます。

本件の該当地は、特に問題ないものと思われまので、よろしくをお願いいたします。

(会長)

ただ今、議案第4号受付番号43の説明と報告が終わりました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。それでは特に、ご意見ご質問もないようでございます。

(会長)

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号43について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号44につきまして、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第4号受付番号44につきましては議案書10ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真5ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。

(●●●●委員)

議案第4号受付番号44の現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地につきましては、特に問題ないということで、よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号44の説明と報告が終わりました。この件について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。それでは特に、ご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号44について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

(会長)

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、所有権移転を議題といたします。

これから審議をしていただく議案第5号受付番号4につきましては、●●委員に関する案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づきまして、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。審議終了後には入室・着席をお願いいたします。

(●●委員 午後1時48分 退席)

(会長)

それでは議案第5号受付番号4につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第5号受付番号4につきましては議案書11ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。本案件につきましては、京都府農業会議から担い手農家さんに所有権移転がなされる案件でございます。なお、以前の地権者さんから京都府農業会議に所有権移転される時の案件の審議の際にですね、備考欄に予定者として●●●●さんのお名前を書かせていただいておりますが、変更がございまして、●●●●さんになっておるところでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真6ページをご覧ください。

所有権移転につきましては、本日1件でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長) それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いいたします。

(●●委員) 議案第5号受付番号4番の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長) 議案第5号受付番号4の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。よろしいですか。

(●●委員) はい。

(会長) はい、●●委員。

(●●委員) 名義変更の理由はなんですかねん。変わったってゆうのは。

(事務局) 名義変更の理由につきましては、認定農業者さんのほうが、●●●●さんから●●●●さんに変更されて、認定農業者さんのほうが、手数料的にですね、有利であるという話がございますが、●●●●さんに変更されたというふうにかがっております。

(会長) よろしいですか。

(●●委員) はい。

(会長) その他、ご意見ご質問はよろしいですか。それでは特に、ご意見ご質問もないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第5号受付番号4の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手

(会長)

をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(●●委員 午後 1 時 5 2 分 入室)

(会長)

これで、本日の審議は全部終わります。これより報告に入ります。

報告第 1 号受付番号 4 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について、事務局より報告を願います。

(事務局)

報告第 1 号受付番号 4 につきましては議案書 1 2 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。こちら備考欄にありますとおり、●●●●●の職員用駐車場にするという転用でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 7 ページをご覧ください。

本件につきましては、令和元年 5 月 2 7 日付けで会長専決いたしまして、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第 1 号受付番号 4 の報告がありました。この件につきまして、何かご意見ご質問ございませんか。

特に、ご意見ご質問もないようでございます。次の報告に移りたいと思います。

これから報告していただく報告第 2 号受付番号 4 につきましては、●●委員に係る農業用施設建築届出についての案件ですので、当該の事案の報告開始

(会長) から終了まで退席をお願いいたします。

(●●委員 午後1時53分 退席)

(会長) それでは報告第2号受付番号4について事務局より報告願います。

(事務局) 報告第2号受付番号4につきましては議案書13ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。農業用倉庫の建築でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真8ページをご覧ください。この8ページの白のシートで覆ってありますハウスを取り壊して、農業用倉庫を建てられるという案件でございます。

なお、本件につきましては、令和元年5月27日付けで会長専決いたしましたして、届出者に対して受理通知書を発行いたしましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長) ただ今、報告第2号受付番号4の報告がありました。この件について、何かご意見ご質問はないですか。よろしいですか。報告でございますので、ひとつご承知おきをお願いいたします。

(●●委員 午後1時55分 入室)

(会長) これで本日予定をいたしておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

午後1時55分 終了